

一般社団法人教育システム情報学会 臨時社員総会議案書

1. 日時：2025年11月15日（土） 16:00-16:30
2. 会場：一般社団法人教育システム情報学会事務局
〒162-0801 東京都新宿区山吹町358-5
Zoom 会議によるオンライン開催

第1号議案 2026年度からの会費改定に関する件

[報告事項]

I 終身会員制度の廃止について

第1号議案 2026年度からの会費改定に関する件

2026年度より、以下のとおり正会員会費の改定(値上げ)を提案いたします。

1. 提案の理由

物価および人件費の上昇に伴い、学会事業を適切に維持していくためには、財務基盤の一層の強化が必要となっております。加えて、現状の会員の年齢構成および入退会の動向に関する今後の見通しを踏まえ、学会事業活動の充実を図ることが学会の持続的な発展に不可欠となっております。

2. 変更の内容

改定前		改定後	
会員種別	会費	会員種別	会費
正会員	7,000円(不課税)	正会員	8,500円 (不課税)
学生会員	4,000円(不課税)	学生会員	4,000円(不課税)
賛助会員	50,000円(1口以上、不課税)	賛助会員	50,000円(1口以上、不課税)
入会金は正会員で初年度のみ1,000円(不課税) 研究報告の年間購読料は4,000円(課税)		入会金は正会員で初年度のみ1,000円(不課税) 研究報告の年間購読料は4,000円(課税)	

以上

【報告事項】

1. 終身会員の廃止について

本学会の終身会員は制度ができて10年以上になりますが、これまで申請はなく、現状で終身会員は存在しないことから、「終身会員」を廃止することが提案され、第58理事会で承認されました。

終身会員については次の通りです。

終身会員

- ・この法人に長年に渡って寄与し、理事会の承認を得た個人(定款)
- ・長年に渡って本学会の活動に、また学会運営などに、学会会員として寄与し、貢献した個人(規約)

基準/資格： 年齢が65歳以上で、会員在籍年数が35年以上の個人(規約)

手続き： 自己推薦にて、所定の様式を用いて理事会に申請する。その後、理事会で承認されれば終身会員となる。(規約)

(参考) 名誉会員

- ・理事会の推薦と社員総会の承認を得た個人(定款)
- ・本学会の学会運営、学術活動等に顕著で、特別の功績があった個人(規約)

基準： 前条の考え方を具体的に3つの視点から捉えて、以下にそれぞれ基準を定める。

- (1) 本学会における学会運営に堅固な、発展的な功績があった個人(運営的視点)
- (2) 本学会における学術活動に先導的な功績があった個人(学術的視点)
- (3) 本学会に関係する研究・技術・教育分野で社会的な成果があった個人(社会的視点)

資格： なし

名誉会員は、本学会の会員であるか否か、またはあったか否かに関係なく、選任される。(規約)

手続き： 名誉会員は基準の一つ、または複数に則して選出され、理事会で推薦を受け、社員総会で承認される必要がある。基準に則した選出手続きには自己申請、他人申請のどちらでもよいが、規定の手続きに従って顕彰委員会が対応する。

	終身会員	名誉会員
対象	長年に渡って本学会の活動、学会運営などに、学会会員として寄与し、貢献した個人。	本学会の学会運営、学術活動等に顕著で、特別の功績があった個人。
資格	年齢が65歳以上で、会員在籍年数が35年以上の個人。	本学会会員か否かに関わらず選任。

手続き	自己推薦で理事会に申請, 理事会で承認.	理事会の推薦により社員総会で承認. 理事会へは自己申請, 他人申請の両方が 可. 顕彰委員会が対応.
その他	年会費は徴収しない. 選挙権は有しない.	年会費は徴収しない. 選挙権は有しない. 理事会・社員総会にオブザーバ参加可.

終身会員廃止のためには, 次の手続きが必要です.

1. 定款の改定 → 社員総会で審議
2. 終身会員規約の廃止 → 理事会で審議

社員総会マターになりますので, 理事会で承認されてはいますが, 社員総会で承認されなければ, 終身会員は廃止にはなりません.

終身会員を廃止することについて, ご意見やお問合せがありましたら, 事務局あるいは, 総務担当理事にご連絡ください.

特に反対のご意見がないようでしたら, 2026年度の社員総会で, 終身会員を廃止するための定款の改定を審議していただきたいと考えています.

以上